

がんばる企業を応援します!!

～企業認定制度のご案内～

令和6年度版

働きやすい職場環境づくりや、新たな取組を進める意欲ある企業の認定を行っています。
様々なメリットのある埼玉県の企業認定制度を是非ご活用ください!



新たな取組で
経営の向上を図りたい!

経営革新計画
承認制度

取組を「計画」に見える化し、目標
達成への道筋を明らかにできます。

多様な働き方ができる
環境を整えたい!

多様な働き方実践
企業認定制度

男女共に働きやすい企業として
求人の際にアピールできます。

シニアの活躍を
推進したい!

シニア活躍推進宣言
企業認定制度

シニアの活躍推進に
取り組む企業として、
イメージアップに活用できます。



彩の国
埼玉県
産業労働部

経営の向上を図りたい！

現状を分析し、「いつ」「誰が」「何を」すべきなのか明確にできます！

「経営革新計画」承認制度

新たな取組で経営向上を目指す事業計画を承認します！



【承認シンボルマーク】

認定要件

- 本社登記が埼玉県内の中小企業者等で、1年以上の事業実績がある企業（個人）
- 自社にとって新たな取組を行うこと
- 計画期間中の付加価値額等について、規定以上の伸び率が見込めること

制度紹介HP



経営革新 埼玉



| 計画期間 | 「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額※」の伸び率 | 「給与支給総額」の伸び率 |
|------|-----------------------------|--------------|
| 3年計画 | 9%以上 | 4.5%以上 |
| 4年計画 | 12%以上 | 6%以上 |
| 5年計画 | 15%以上 | 7.5%以上 |

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 ※1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数
給与支給総額 = 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

承認までの流れ

1. 相談 ※



2. 計画作成



3. 申請



承認

相談から承認までを商工会議所、商工会 等がバックアップします！

- ※承認申請をお考えの事業者様は、計画のおおまかな内容が決まった段階で、まずお近くの商工会議所・商工会、又は埼玉県中小企業団体中央会までご相談ください。
- ・本社所在地により申請・相談窓口が異なります。詳細は、制度紹介HPの申請窓口をご覧ください。

経営革新計画承認のメリット

信用力が向上！

金融機関への信用力が向上した。
取引先からの信用が増した。

計画経営に転換！

計画立案の手法を習得できた。
夢の実現に向けた、具体的なスケジュールを作成できた。

知名度が向上！

県のHPに掲載されてから、問い合わせが増えた。
営業活動の際、PRに活用できた。



「経営革新計画」の実践により着実な成果を上げた企業は、モデル企業として県がPRします！

「経営革新モデル企業」の指定

「経営革新計画」の実践によって、売上の増加や雇用創出など、着実な成果を上げた企業を「彩の国経営革新モデル企業」として指定します。

中小企業の模範として、取組内容を県HPで紹介します！

【県HP】



経営 埼玉 モデル 事例



【お問い合わせ先】

埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎4階 ☎：048-830-3910/FAX:048-830-4813

多様な働き方ができる環境を整えたい！

働きやすい職場づくりを進めている企業として、アピールできます！

多様な働き方実践企業認定制度

【認定シンボルマーク】



男女が共にいきいきと働ける職場環境づくりを行う企業等を認定します！

前提要件

- 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している
- 次世代法・女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定している

認定要件

埼玉県内に所在する企業・事業所で、次の項目に3つ以上に該当する企業等を認定します。

- 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる
- テレワークやフレックスタイムなど独自の取組を導入している
- 出産した女性が現に働き続けている
- 女性管理職が活躍している
- 働きやすい職場環境づくりをしている
- 働き方に対する取組を表明している
- 男性従業員が育児休業等を取得できている
- 働き方改革を積極的に進めている
- 従業員が長く働き続けている

制度紹介HP



多様 埼玉



【認定企業の紹介HP】

※ 専用のホームページで認定企業をPRします。



他にも様々な支援があります！

埼玉版働き方改革ポータルサイト

企業への支援策、県内企業の取組事例、セミナーの開催など働き方改革に関する情報を発信しています。



埼玉版働き方改革ポータルサイト



働き方改革セミナー

働き方改革に関するセミナーを開催します。

「男性の育休取得推進」「テレワーク」等テーマ別のセミナーを開催します。

【セミナー内容】

- ・働き方改革関連法
- ・男性の育休取得推進
- ・仕事と介護の両立支援
- ・テレワーク
- ・企業の事例紹介

男性育休推進員

男性育休取得のための職場環境整備を進めたい企業に、取得実績のある「男性育休推進員」が職場環境づくりに関するアドバイスを行います。

埼玉 男性育休推進員



「男性育休推進宣言企業」募集中！

男性の育児休業等の取得を推進している企業・団体を宣言企業として募集しています。宣言し、男性が育休を取得しやすい雰囲気をつくりましょう。

【宣言ステッカー】

- ・宣言企業には、ポスターや名刺等で使用可能なロゴマークの電子データ等を提供します。
- ・宣言企業は、埼玉版働き方改革ポータルサイトで紹介します。



働き方改革推進アドバイザー派遣

働き方改革推進に取り組む企業に、アドバイザーを無料で派遣します。

仕事と育児・介護との両立、同一労働同一賃金、長時間労働の解消などの課題に対し社会保険労務士などの専門家がアドバイスします！

【アドバイザー派遣までの流れ】

申込み

日程調整

派遣

受付後、担当からお電話にて連絡します。

【お問い合わせ先】

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎5階

☎：048-830-3963/FAX:048-830-4821

シニアの活躍を推進したい！

シニアの活躍を応援する企業として、アピールできます！

シニア活躍推進宣言企業認定制度

シニアの活躍推進に取り組む企業等を認定します。(企業等：企業・法人・団体等法人格を有するもの)

認定要件

埼玉県内に事業所を有する企業等で、次の基準に3つ以上該当する企業等を認定します。(実施予定でも可)

- シニアの定年や継続雇用の制度を見直すこと
- シニアの雇用、働く場所・機会を増やすこと
- シニアが安心して働ける環境を整えること
- シニアの技術・経験を生かすこと
- シニアの能力を伸ばすこと
- シニアの福利厚生を充実すること
- シニアの活躍推進の取組を情報発信すること

正社員の定年を廃止、定年年齢の70歳以上への引上げ、継続雇用の上限年齢の70歳以上への引上げ、のいずれかを実施している企業等については、「シニア活躍推進宣言企業プラス」として認定します。

制度紹介HP

シニア活躍拡大 埼玉



シニア活躍推進宣言企業
認定マーク



シニア活躍推進宣言企業プラス
認定マーク

他にも様々な支援があります！

アドバイザーの派遣

シニア活躍推進の取組に関する課題に対し、無料でアドバイスします！

シニアの活躍推進に取り組む企業等には、社会保険労務士や中小企業診断士などが専門的見地からアドバイスします。

70歳雇用確保助成金

70歳以上まで働ける制度を導入する企業等に助成金を交付し、支援します！

【交付額】 1社当たり30万円

【申請受付期間】 令和6年6月5日(水)～令和6年12月2日(月)

※予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ることがあります。

【お問い合わせ】

埼玉県 産業労働部 人材活躍支援課 シニア・外国人活躍支援担当 ☎：048-830-4539
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎5階

制度紹介HP

70歳雇用確保助成金



詳しくはHPを
ご覧ください！



【お問い合わせ先】

埼玉県 産業労働部 人材活躍支援課 シニア・外国人活躍支援担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎5階 ☎：048-830-4539/FAX：048-830-4854